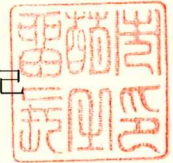


留萌市公告第9号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知出来ないため、法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月28日

留萌市長 益田 克己



記

1. 建築物等の所在地

留萌市大町2丁目9番地の25

2. 建築物の用途等

用 途 専用住宅

構 造 木造

延床面積 70.99㎡

3. 所有者等に命じる必要な措置

建築物等について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であり、通行人等に対する危険性が高いことから、建築物等を除却するとともに、その敷地に設置されている動産を搬出し適正に処理すること。

4. 措置の期限

令和8年5月12日

5. 留萌市長による措置

所有者等が上記4の期限までに上記3の措置を行わないときは、法第22条第10項の規定により、市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が上記3の措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

## 6. 動産等の取扱い

市長等が上記3の措置を行うときは、建築物等及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について、権利等を主張しようとする者は、上記4の期限までに運び出し、又はその者を指定して保管し、若しくは引き渡すよう通知すること。

## 7. 問い合わせ先

留萌市都市環境部環境保全課環境保全係

電話 0164-42-1806      F A X 0164-43-8778